

蔵王の杜 身体拘束の適正化のための指針

令和4年4月1日

障害者支援施設蔵王の杜は障害のある利用者の尊厳を尊重し、適切な事業所運営を進めていくために、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の方法や身体拘束等の適正化に向けた取り組み等を本指針のとおり示します。

(1) 当事業所における身体拘束等に対する考え方

①身体拘束等の原則禁止

- ・蔵王の杜においては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を原則行いません。

②身体拘束等の原則禁止の例外

- ・利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、以下の3つの要件を全て満たす場合には、緊急やむを得ない場合として必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

【緊急やむを得ない場合と判断するための3つの要件】

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 身体拘束等を行う場合の手順

①身体拘束等の適否の判断

- ・利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、施設長・サービス管理責任者・主任支援員・副主任支援員・担当支援員・看護師・栄養士参加のケース検討会議を中心に十分に検討を行います。
- ・十分な検討の結果、身体拘束等による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、利用者または家族への説明同意を得た上で身体拘束等を行います。
- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、最低1年に1回のケース検討会議、また利用者の心身の状況が著しく変化した場合には臨時のケース検討会議にて身体拘束等の適否を検討し、早期に身体拘束等を解除すべく努力します。

②身体拘束等の記録

- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を日誌・ケース記録等に記録します。
- ・身体拘束等の記録は利用者または家族から要望があった場合、速やかに開示します。

(3) 身体拘束等の適正化に向けた取り組み

①研修の実施

- ・身体拘束等の適正化の内容や適切な知識の普及・啓発を目的に、「身体拘束その他行動制限防止マニュアル」の職員への周知や研修を実施します。研修は原則年1回以上の開催とし、必要に応じて外部の研修にも積極的に参加します。
- ・新規職員採用時には、必ず「身体拘束その他行動制限防止マニュアル」の周知または研修を実施します。

②適切な手続きによらない身体拘束等の根絶

- ・蔵王の杜において適切な手続きによらない身体拘束等を目撃した職員は、虐待防止委員会委員長または委員へ報告を行うものとします。
- ・身体拘束等の報告を受けた虐待防止委員会委員長または委員は、適切な手続きによらない身体拘束等を行ったと思われる職員に聴き取りを行い、実態の把握に努めます。

- ・適切な手続きによらない身体的拘束等の事実が発覚した場合は、「蔵王の杜虐待防止運営規程」に基づいて問題の解決に努めます。

③日常の支援における留意事項

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ・利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。